忘れると大変です 国民年金の現況届はお早目に

国民年金の老齢年金（通算老齢年金含む）の事務は、東京の社会保険庁で行なわれています。

年金は、みなさんが裁定請求の際に希望した金融機関を通して、年に四回（通算老齢年金は年二回）支払われます。この年金の支払いは、社会保険庁が毎年みなさんの生存などを確認したうえで行われています。

みなさんが、年金を引続いて受けるためには、年一回、社会保険庁に生存していることの証明を提出しなければなりません。

このことを、現況届（国民年金受給権者現況届）といいます。現況届は、昭和53年2月15日以前から年金を受けている人は必ず提出する必要があります。

現況届の用紙（ハガキ）は1月15日ころまでに、社会保険庁から受給者あてに直接郵送されます。

受給者のみなさんは、その用紙に住所、氏名を記入のうえ（押印を忘れずに）町長の証明をうけて2月15日までに必ず社会保険庁に提出してください。

なお、現況届が期限までに提出されないと、引続いて年金を支払ってよいかどうかの判断がつきませんので、届が提出されるまでの間、年金の支払いを差し止められることもあります。

なお、用紙が届かない場合には、役場国民年金係に備えてありますのでご利用ください。

心配ごと相談

老人福祉センターで
午前10時～午後3時まで

今月の相談員は次のとおり

1月9日　五十田　清
23日　岩崎　順治
30日　木村敬三郎
高山太一郎
広川　末蔵
伊藤藤三郎

老人健康相談日

1月22日（月）
老人福祉センターで
午後1時30分～4時まで

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出を

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年各農家より登載申請書により一月一日現在の状況を記入したものを一月一〇日までに農業委員会へ提出していただき、作成されます。

この選挙権を有する人は次のいずれかに該当しなければなりません。

一、小須戸町に住所を有し、昭和54年3月31日現在で満20才以上で、10アール以上の農地に耕作の業務を営む者。

二、一に該当する同居の親族

又は配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上のもの

守の上嘱託員を通じて提出してください。

記入方法は昨年と同様ですが氏名欄には必ずフリガナをつけて下さい。

提出期限　一月一〇日（水）

家族票の提出を

家族票の用紙はお手許に届いたでしょうか。

町では毎年一月一日現在に小須戸町に住んでいる人（同居人含む）を対象に、家族構成等を調べています。

この調べは、課税の際の扶養控除や諸証明の参考資料となるばかりでなく、この家族票の世帯数によって嘱託員手当も計算されますので、期限厳

停電のお知らせ

1月11日（木）
午前8時30分～12時まで
（区域）
新栄町4～5丁目
蔵町4～5丁目
新保の一部
（東北電力㈱新津営業所）

今月の保健だより

日時	会場	対象	種別
1月23日（火）PM 1:00～2:00	中央公民館	53年5月～53年6月生	育児相談
1月26日（金）PM 1:00～2:00	中央公民館	49年12月～50年3月生	3才児検診
1月30日（火）PM 1:30～2:00	中央公民館	（1期）生後24ヶ月～48ヶ月 （2期）1期終了後12ヶ月～18ヶ月まで	百ジ破（百日セキ・ジフテリア・破傷風）

げんきなよい子に　出生

高野　祐輔　藤三男横　川
樋浦　真介　修　天ヶ沢二
土田　謙二　三男　矢代田七
伊藤　雄一　忠雄　文京町一
吉田　信也　栄一　矢代田八
平田　裕子　忠　矢代田一
丸山　智枝　拓栄　新保一
清水沢洋美　敏　花園町二
金沢　学　公明　花園町二
丸山　琢磨　里三　新栄町三

すえ長くお幸せに　結婚

小柳（西方）ひで子　弘　中央町五
木津（板谷）由起子　義一　新町三
上田（杵鞭）貴美子　賢一　本町五
高山（大湊）洋子　真木男　新栄町四
丸木（鈴木）政子　博　丸山デコキ二
吉田（清水）愛子　芳夫　横川
川瀬（諸橋）勝子　栄　新保二
近藤（近藤）憲子　重樹　新町二

ご冥福を祈ります　死亡

掛神サダノ　59才　文京町一
小柳タイ　79才　鎌倉